

第15回総会 議事録

総会開会時刻 令和6年9月27日（金曜日）午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

1番 一柳 泰徳	2番 朝日 貴光	3番 西良 利彦	4番 前原 良行
5番 金西 章	6番 原 美智子	7番 島田 正明	9番 樋富 美行
10番 山越 典子	11番 賀出 勝也	13番 服部 雅基	14番 川瀬 益栄
15番 船越 康博	16番 井村 美江	17番 森 博之	18番 村岡 宇都美
19番 青木 正廣			

(農業委員の欠席者)

8番 豊田 泉朱 12番 増井 道宏

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 桑村 善彦	2区 前島 義夫	3区 松本 雅史	3区 中西 信之
4区 柳生 敬治	5区 宮田 芳和	5区 塚井 威史	6区 市山 賢光
6区 雲井 正博	7区 森吉 憲三	8区 手塚 博	10区 里村 雅博

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

7区 徳山 守 9区 岡崎 勢一 9区 吉積 幸二 10区 宮城 仁

(出席者)

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

議案第5号「農地利用最適化推進委員の辞任について」

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第15回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、7番島田正明委員、16番井村美江委員をご指名いたします。よろしく願いいたします。

なお、8番豊田委員、12番増井委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

今月の議案第1号は、すべて、営農型太陽光発電施設の転用許可に関わる区分地上権の設定の案件となります。この場合の区分地上権は、営農型太陽光発電施設の上下の区分を定めて設定されるためご自身の農地をご自身で転用する4条許可の場合を除き、5条許可の場合は、3条許可も併せて申請が必要となります。3条許可は、5条許可が下りることを前提に許可されます。このことから、3条は、本来は農業委員会の許可となりますが、総会で議決後も保留とさせていただき、県の5条許可を待って、許可日等を併せる形で許可することとなります。

このように、営農型太陽光発電施設の3条許可と5条許可は密接に関連したものでございますので議案第1号の4件につきましては、次の議案第2号と併せてご説明させていただき、審議も一括でご審議いただけたらと思います。

議長（青木会長）

それでは、事務局の説明のとおり、議案第1号は、議案第2号の営農型太陽光発電施設の案件と併せて説明し、一括審議としてよろしいでしょうか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

それでは、先に、議案第2号「農地法第5条の許可申請審議について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の許可申請審議について」、申請件数は5件、7筆でございますが整理番号2番から4番につきましては、のちほど、一括でご説明させていただく際に朗読させていただきます。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

ありがとうございます。

では、整理番号2番から5番の4件は、併せて説明を受け、3条と一括審議といたしますので整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号1番について説明いたします。

畑3筆、合計面積1,567㎡、転用目的は宅地（診療所）でございます。

申請者は、〇〇でございます。この事業所は、〇〇町にある〇〇に土地建物を賃貸しており、代表者は〇〇と同じ〇〇でございます。この度、事業の拡大により分院を計画したところ、国道沿いで交通の便が良く、新規受診者の開拓にも適しているこの土地を所有していた譲渡人と話がまとまりこの度の5条申請となりました。

申請地は、〇〇から東へ約600メートルに位置し、市街化調整区域内ではありますが、農業振興地域外にある農地なので除外は必要ありません。

なお、この土地は、以前は、田でありましたが、転用により料理店となり、地目変更が行われましたが、その後閉店し建物も除却されました。建物も無くなったことから、所有者の方は、畑として使用することを希望し、宅地から畑への地目変更を法務局に申し立て、認められておりました。このことから、この土地には、農地法が適用されておりましたので、この度の転用申請となりました。

農地区分は、生産性の低い小集団の農地であることから2種農地と判断されます。2種農地は申請人が所有している周辺の他の土地に立地することができない場合、転用が可能となります。

診療所を建設するために必要な資力については、融資を受けて行うとのことで、金融機関からの融資証明書が添付されています。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無については、周囲に農地はありませんが、既存及び新規に擁壁を施工し、駐車場部分についてはアスファルト舗装を施します。排水については、合併浄化槽を設置し東側の既存水路へ放流することを管理者である地元協議会より承諾を得ています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

なお、担当の豊田委員は本日欠席されておりますが、事前に問題ないとのご意見を伺っております。

以上です。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

それでは、営農型太陽光発電施設の案件について、説明をお願いします。

事務局（局長）

先に、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数4件、4筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

続きまして、議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の許可申請審議について」、整理番号2番から5番をご覧ください。申請件数は4件、4筆です。申請地は、先ほどの3条と同じ地番になります。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

ありがとうございます。

それでは、事務局から審議内容について説明してください。

事務局（局長）

それでは、まず、議案第2号の農地法第5条から、ご説明いたします。申請内容は、営農型太陽光発電施設の一時転用でございます。整理番号2番から5番までで、申請件数4件、田4筆で、合計転用面積47.1㎡でございます。賃貸人は別々ではありますが、賃借人は同一であることから、整理番号2番を例に説明させていただき、3番から5番は同様の内容ということで、割愛させていただきます。

整理番号2番については、田1筆、8,464㎡の内、転用面積が12.7㎡でございます。営農型太陽光発電施設においては、パネル下部で水稲が行われることから、転用面積は支柱を設置する部分と農地に設置された変電設備等の面積が対象となります。

申請地は、〇〇土地改良区事務所より東へ約320mに位置する市街化調整区域の農用地区域内農地です。

農地区分は、圃場整備が行われている農地であることから第1種農地と判断されますが、営農型太陽光発電の場合は基準等を満たす場合には設置が可能となっております。

賃借人は石油事業を主とし、発電事業も手掛ける〇〇で、賃貸人は〇〇町在住の〇〇でございます。下部農地の耕作は、所有者である〇〇氏が行います。

今回の申請は、営農型太陽光発電設備事業を新規に行うもので、一時転用は期限が3年間と定められております。

営農型太陽光発電施設の一時転用とは、一時的な利用であることから支柱は簡易で容易に撤去できる構造とし、転用面積は支柱の部分及び送電に必要な変電設備でございます。下部の農地面積における営農の適切な継続が確実にするよう、パネルの角度を営農時はできるだけ太陽光が圃場に当たるよう太陽の動きに合わせてできるだけ影ができないように動き、遮光率は8時から17時の間で19.4%となります。また、稲刈りが終わりますと、次の農作業までの間は太陽の光を効率的に受けるようパネルが動くことから遮光率は46.4%となります。これは、一昨年、〇〇県〇〇市の水田にて、実証実験を行った結果ということでございます。

また、効率的な農作業の実施といたしましては、支柱の高さは、国の示す基準が最低2メートルであるところを3.8mとし、支柱の間隔を6mとしていることから、農作業に必要な機械等を利用して営農するための空間が確保されております。

申請地は農用地区域内農地であることから、市農林水産課に農業振興地域整備計画への支障について意見を求めたところ、問題ないとの意見書を回答いただいております。なお、意見書には

関係法令の手続き状況を記載する欄がございまして、現在、地域計画が策定中であることから、地域計画の達成に支障を及ぼさないかどうかを記載する必要がございまして。そのことから、地域住民の意見を聴取した結果、大半が総合的な利用について支障がないと回答がございました。ただし、地域計画は策定中で決定したものではないため、意見書には「支障がないという意見が大半だが、いまだ協議中であり公表には至っていない」と記載されております。それから、太陽光発電設備下部での水稻の令和7年度の栽培予測について、収量報告書及び農作物の状況報告書には収量が10アール当たり382kgとしており、徳島県の平均収量477kgに比べ80%の収量となる予定でございます。また、本市で営農型太陽光発電施設を設置し、稲作を行っている〇〇より知見を有する者として意見書が提出されています。この〇〇は令和3年より固定式の営農型太陽光発電を営んでおり、これまで品位等級1級であり、求められている単収量に対し、毎年80%以上の収穫を行っている事業所でございます。

周辺農地への影響については、造成、盛り土を行わず今後も引き続き稲作を続けていくことから問題はないと考えます。

今回の事業は20年間を予定しており、その後は〇〇と関係のある〇〇へ譲渡し、事業を継続することとなっています。そのことから、この事業を終了した際、〇〇が支柱等の発電設備を撤去し農地として原状回復を行い、その費用も〇〇が負担することになります。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されることから整理番号2番から5番については許可やむを得ないと考えます。

それでは、続きまして議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」の説明に移ります。議案書2ページへお戻りください。

整理番号1番から4番は同様の内容となるため、まとめて説明させていただきます。申請件数は4件、4筆で、全て田で、合計面積が27,938㎡、それぞれの農地に営農型太陽光発電設備を設置するため、区分地上権を設定するものです。区分地上権とは、地下又は空間に上下の範囲を定めて、工作物を所有するために設定する権利で、工作物は、太陽光発電設備施設ということになります。ご自分の農地に、ご自分で営農型太陽光発電施設を設置しない限り、工作物、今回は太陽光発電施設ですが、これを維持管理するため、区分地上権の設定が必要となることから5条許可と同時に3条許可申請が提出されました。

この区分地上権の設定の許可基準としては、通常の3条許可の要件である、所有する農地すべてを耕作することや農業の経験、耕作日数、農業用機械の所有状況、通作距離などの要件、つまり耕作をするための要件を満たす必要はございません。許可基準は2つございまして、1つ目は、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないこと、2つ目は、当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていること、でございます。

この2つの判断基準のうち、営農条件に支障を生ずるおそれがあるかについては、先ほどご説明した5条の一時転用許可の判断の際にも確認することとなっておりますが、造成等は行わず、隣接農地所有者からの同意を得ているため、問題はないものと考えます。また、万が一、太陽光発電施設の設置により被害が生じた場合には、賃借人が責任を持って解決することです。

次に、申請地に、例えば、利用権などの農地の賃借契約が結ばれている場合、その耕作人の同意を得ているかどうかということでございますが、整理番号3番と4番には、先月の第14回総会の議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」、でございまして、ご審議賜りました案件で、利用権が設定されております。このため、整理番号3番と4番の耕作人には、営農型太陽光発電施設のための区分地上権を設定することについて、同意を得ております。これらのことから、3条許可にあたって特段の問題はないものと考えます。

なお、3条許可は、5条の一時転用の許可に併せて行うものとされておりますので、許可日は

5条の許可日と同日となり、期間も5条の許可内容に併せて行うこととなります。

以上で3条許可申請の説明を終わります。

最後になりますが、この案件につきましては、農用地区域内農地の転用であることから徳島県農業会議の常設審議委員会への諮問案件となることを申し添えいたします。

それでは、議案第1号と議案第2号整理番号2番から5番の案件について一括審議を宜しくお願いいたします。

以上でございます。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

担当の賀出委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

11番 賀出委員

担当の賀出です。現地を確認し、現在の耕作者は太陽光発電が設置された後も水稻栽培を継続する予定ということで特に問題はないと考えております。ご審議のほどを宜しく申し上げます。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

それでは、議案第1号の整理番号1番から4番、議案第2号の整理番号2番から5番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第1号の整理番号1番から4番、議案第2号の整理番号2番から5番は、原案どおり可決と認めます。

以上で、議案第1号及び第2号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の4ページをお願いいたします。

議案第3号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は2件、4筆です。

◆議案書にそって、利用権の種類、設定等をする者、設定等を受ける者、設定等をする農用地を朗読

それでは、審議内容について、ご説明いたします。

「農用地利用集積計画」は、地域計画が策定されるまでは従来どおりの手続きとなりますので、今回、利用権設定の申し出のあった農地が改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしているかどうかを基準といたします。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業

を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどをございまして、これらの基準を満たしているものと考えます。

5 ページの一覧表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。
以上です。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より説明がありました。
それでは、議案第3号の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、議案第3号については、可決と認めます。
以上で議案第3号を終了いたします。
引き続き、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の6ページをお開きください。
議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、申請件数は1件、5筆です。
ご説明の前に、議案書の訂正をお願いいたします。相続人の方のご住所が「〇〇町」と記載されておりますが、「〇〇町」の誤りでございます。申し訳ございませんが、各自で訂正をいただくようお願いいたします。

◆議案書にそって、特例適用農地、被相続人、相続人、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

ありがとうございます。
事務局は、整理番号1番について、申請内容を説明してください。

事務局（次長）

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、あまり案件がございませんので、最初に、簡単に制度のご説明させていただきます。

農業経営をしていた被相続人や特定貸付けをしていた被相続人から農地を相続した相続人が、続けて農業を営んだり、特定貸付けをする場合に、一定の要件のもと、相続税の一部の納税が一定期間猶予されるという制度になります。

相続税の納税猶予を受けたい場合は、相続税の申告期限までに、税務署に、相続税の納税猶予に関する適格者証明を提出する必要がありますので、相続人から、今回の申請がございました。

それでは、整理番号1番の申請内容について、ご説明いたします。

被相続人である〇〇さんから、相続人である〇〇さんに相続された農地でございます。

申請地は、相続発生以前から〇〇さんも耕作を手伝っていたとのことで、今回相続したことに

より、今後、〇〇さん自身で耕作を行っていくとのこと。現地を確認した結果も、耕作をしており、特段の問題はないものと思われます。

以上のことより、今回の納税猶予に関する適格者証明の交付につきましては、妥当であると考えておりますので、ご審議をお願いいたします。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

担当の金西委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

5番 金西委員

担当の金西です。この資料に基づいて5箇所ありますが、現地確認をしております。そして、長男の〇〇さんはよく知っている人なので、話をしておりましたら、もう一枚あるということで、住所と面積を書いていただきました。面積では6反ぐらいになるということで、(相続はしたが納税猶予の対象としなかった農地が一筆あるようだが)、一応、農業するということの意味は強いように聞きました。以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長(青木会長)

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番については、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第4号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第5号「農地利用最適化推進委員の辞任について」事務局より説明をお願いします。

事務局(次長)

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第5号「農地利用最適化推進委員の辞任について」、申出件数2件でございます。

◆議案書にそって、辞任申出者、担当区域、辞任日、辞任理由を朗読

辞任申出者は2名いらっしゃいまして、お二人とも担当区域は坂野でございます。おひとり目は、岡崎勢一委員、辞任の日は、総会で承認を得た日となりますので、令和6年9月27日としております。辞任の理由は、病気のためということでございまして、お体のことが一番ですので、やむなく辞任の申し出をお受けさせていただきました。申出日は令和6年9月6日でございます。

二人目は、吉積幸二委員でございます。吉積委員も病気のため、辞任の申し出をされました。辞任の日は、総会で承認を得た日となりますので、同じく令和6年9月27日でございます。申出日は、こちらも岡崎委員と同じとなりますが、令和6年9月6日でございます。

農業委員会等に関する法律第23条に、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる」、と規定されていることから、農地利用最適化推進委員の辞任

について、農業委員会の同意を求めるものでございます。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

岡崎委員、吉積委員、ともに健康上の理由により、活動が難しいとのことで、非常に残念ですが、任期途中での辞任の申し出となりました。

辞任につきまして、農業委員会の同意が必要であるとのことです。

何か質疑等はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

質疑等がないようですので、議案第5号「農地利用最適化推進委員の辞任について」同意いたします。

以上で議案第5号の審議を終了いたします。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

終了時刻 午後2時4分

会議録署名委員 7番 島田 正明 委員 16番 井村 美江 委員